

# 鳥取県公共事業評価委員会条例

平成 15 年 3 月 18 日  
鳥取県条例第 8 号

## (設置)

第1条 公共事業のうち、県が現に実施しているもの及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施しているものにあってはその費用及び効果について、県が実施しようとしているものにあってはその計画の妥当性について、それぞれ客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施中又は実施前の公共事業の評価に関すること。
- (2) 公共工事の費用の縮減に関すること。
- (3) 公共工事における環境配慮物品（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる物品をいう。）の使用その他の環境への配慮に関すること。
- (4) その他公共事業に関し、客観的な評価又は検討が必要であると認められる事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、公共事業に関し、知識又は経験を有すると認められる者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に關係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

## (委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は 3 親等以内の親族の利害に關係のある事項については、議事に加わることができない。

## (秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成 17 年条例第 36 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 18 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 鳥取県公共事業評価実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公共事業の評価（以下「評価」という。）に関する必要な事項を定めることにより、公共事業の透明性をより一層高めるとともに、効率的、経済的な執行を図ることを目的とする。

## (評価の種類)

第2条 評価は、事前評価及び再評価により実施するものとする。

## (事前評価の目的)

第3条 事前評価は、事業計画の策定段階において、当該事業の内容の妥当性を検証し、情報公開することにより公共事業の効率性、客観性、透明性を確保することを目的として実施するものとする。

## (事前評価の対象事業)

第4条 事前評価の対象事業は、県が実施しようとしている公共事業のうち、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全体事業費が概ね10億円以上の事業（災害復旧事業等緊急に実施する必要がある事業及び既存構造物の機能維持を目的とする補修等の事業（当該補修等以外の付加工事に係る事業費が10億円以上の場合を除く。）並びに建築事業を除く。）
- (2) その他知事が特に必要と認める事業

## (再評価の目的)

第5条 再評価は、事業着手から一定期間が経過した事業等を対象に、社会情勢の変化等を踏まえた評価を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うこと等により、公共事業の効率的・効果的な執行及び透明性の確保を目的として実施するものとする。

## (再評価の対象事業)

第6条 再評価の対象事業は、県が現に実施している公共事業のうち、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農林水産省、国土交通省及び経済産業省が所管する国庫補助事業のうち別表に掲げる事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

## (公共事業評価委員会への諮問)

第7条 知事は、第4条又は第6条の対象事業の評価に当たって第三者の意見を求めるため、鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第1条に規定する鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

2 知事は、前項の諮問をしようとするときは、事業の概要及び評価に必要な資料を提出しなければならない。

## (委員会での審議等)

第8条 委員会は、知事から事前評価の諮問を受けた事業について、原則として全事業を対象として、その計画の妥当性について調査審議する。

2 委員会は、知事から再評価の諮問を受けた事業のうち、事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢の変化等を勘案して、検討を要すると認めた事業を対象として、客観的な費用対効果の評価を踏まえ、継続、休止又は中止等の方針について調査審議する。

3 委員会は、前2項の審議結果を知事に答申するものとする。

## (委員会答申の尊重)

第9条 知事は、前条第3項の答申があったときは、できる限り尊重するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

(鳥取県公共事業再評価実施要綱の廃止)

2 鳥取県公共事業再評価実施要綱（平成14年6月12日制定）は廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成21年12月3日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

別 表（第6条関係）

再評価の対象とする事業

所管省庁	事業の状況	
農林水産省	土地改良事業	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業 2 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	海岸事業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後10年を経過している継続中の事業 3 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	林野公共事業	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業 2 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	水産関係公共事業	1 水産基盤整備事業 (1) 事業採択後5年を経過している継続中の事業 (2) 再評価の実施後さらに5年を経過した事業  2 漁港海岸事業 (1) 事業採択後5年を経過した時点で未着工の事業 (2) 事業採択後10年を経過している継続中の事業 (3) 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
国土交通省	管理を除く全ての事業等	1 事業採択後5年を経過した後も未着工と判断される事業 2 事業採択後5年を経過した後も継続中と判断される事業 3 事業採択後5年を経過している継続中の事業であって、進捗状況、社会情勢等から再評価が必要であると判断される事業 4 事業採択前の計画段階で5年を経過すると判断される事業 5 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
経済産業省	水道事業用工業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業評価を実施後5年以上連続して補助金を交付している事業 3 事業計画の大幅な変更や事業継続に対する疑惑等が生じた事業 4 事業採択後10年を経過しても、事業効果が発現されない事業